



## 中国における知的財産権の最新情報について (2017年1月)

<b>PART I : 中国知財保護の最新事例 .....</b>	<b>2</b>
1. Mary Kay 社、行政訴訟に勝利＝類似商標の登録を阻止に(HFG 代理事件) .....	2
2. HUAWEI、ZTE、特許訴訟を中止に＝海外進出に集中するための一時休戦か .....	3
3. IPRDaily、2016年の中国十大知財権保護事件を整理 .....	4
4. 旧正月の準備となる年越し用品に問題多発 .....	9
<b>PART II : 中国知財制度の最新動向 .....</b>	<b>11</b>
5. 中国商標局、「商標審査及び審理基準」を改正に .....	11
6. 中国商標局、商標証発行に関する新規定を公布＝発行効率を向上に .....	12

## PART I : 中国知財保護の最新事例

### 1. Mary Kay 社、行政訴訟に勝利 = 類似商標の登録を阻止に (HFG 代理事件)

係争商標

引証商標

玫琳凱

V.S.

玫琳凱

区分 23

区分 3

2017 年 1 月、北京市第一中級人民法院は、第 8421619 番「玫琳凱」商標に対し、登録を却下する判決を下した。本事件の係争商標は、2010 年 6 月に区分 23 (織物用の糸) で出願されており、Mary Kay 社により区分 3 で登録された商標「玫琳凱」(引証商標) に高度的に類似している。

原告は、係争商標に対する異議申立、無効審判において、商標権と商号権の先願事実、及び係争商標の登録による悪影響を主張したが、中国商標局及び商標評審委員会で認められなかった。

HFG は本件の訴訟代理を引き受けた後、原告所

#### 【HFG's Comments】

本事件、すでに不利になった異議、無効の結果を踏まえて、勝利を目指すために訴訟戦略を調整したのはポイントです。行政手続きの段階において、商標局も、商標評審委員会も、区分 23 に属する紗、糸などは最終的製品にならず、主に生産メーカーから購入されているものであり、指定商品、販売ルート上において、原告の所有商標に対する混同を引き起こさない観点から審決を下しました。この難点を克服するのは重要です。時には、商標局、商標評審委員会、裁判所が納得しやすい切り口を柔軟に表現することは大事であろう。

有商標の「馳名商標」認定事実を中心として訴訟戦略を調整し、大量な証拠を収集した。結果、北京市第一中級人民法院は、原告が主張した事実と理由を認め、①原告 Mary Kay 社は化粧品産業における大手企業となり、本事件における引証商標である「玫琳凱」を馳名商標として認定し、他区分保護に適用する、②係争商標は引証商標に対するコピー・模倣となり、係争商標の使用は、公衆において原告との何らかの関係が存在するよう混同を引き起こし、原告の権利を侵害するものになる、と判決を下した。

## 2. HUAWEI、ZTE、特許訴訟を中止に = 海外進出に集中するための一時休戦か



# HUAWEI

V.S.

# ZTE 中兴

2016年11月3日、中国の通信大手である HUAWEI（華為）社と ZTE（中興）社は、北京市高級人民法院で訴訟中止の協議を締結し、両社間の中国における全ての特許訴訟、特許無効審判に関して和解の一步を踏み出した。そして2017年1月17日、北京市高級人民法院は、HUAWEI社による提訴撤回を認めた。これで、両社間の数十件の知財紛争は一時休戦状態になった。

HUAWEI社とZTE社は、通信設備から個人モバイル端末まで、国内から海外まで、激しい競争を展開している。特許出願においても、両社の競争が目立っている。2017年1月20日まで、両社が所有する特許は以下通り。

### 【HFG's Comments】

ハイテック企業による特許戦争は目立つものです。特に携帯端末の分野で、現在中国において実用新案と意匠に対し実質審査を行わない背景、衝突している特許が多々存在しており、特許紛争が終わらない状況です。HUAWEI社とZTE社は、どちらも業界大手で、特許紛争において勝負が繰替えています。この状況、和解戦略を選ぶのは、双方にとってのウィン・ウィンとなり、国内の製品販売を維持しながら、海外進出に集中できるという大きなメリットがあります。一方、このような和解が実現できる前提は、お互いにコア技術を含む大量の特許を所有することになります。数多くの特許によりパテントプールを構築するのは、企業にとって紛争解決において常に有利な場に立つポイントになるう。

### 3. IPRDaily、2016年の中国十大知財権保護事件を整理



2016年は、中国における知財保護にとって、変化を迎えた年である。複数の典型的な事件は、この年で最終判決を迎えた。これらの事件において、中国知財保護における前向きな方向を意味するものが多々存在する。近日、IPRDailyは2016年の十大知財権保護事件（以下「十大事件」と略す）を整理し公表した。以下、「十大事件」をコメント付きでご案内する。

#### 【事件①】「乔丹」商標紛争事件

##### 【事件概況】

2012年、伝説バスケットボール選手であるマイケル・ジェフリー・ジョーダン氏は、姓名権侵害を理由にして、中国商標評審委員会に「乔丹」、「QIAODAN」など商標の登録取消を請求した。しかし、審判の結果、該当商標の登録維持になった。その後、裁判の道歩んだジョーダン氏、一審、二審で敗訴し、最高人民法院に控訴した。結果、2016年12月8日、最高人民法院審判所は、商標評審委員会による審決を取り消す判決を下した。

##### 【HFG's Comments】

本件は、多国籍企業が中国市場で直面する知財権侵害問題、かつ一部中国企業における知財意識、法律意識の不足を反映したものである。最高人民法院は、本件の裁判、判決宣告を公開し、中国司法における透明度、公正度を示す姿勢を見せるための模範判例にしている。そして本件において、自然人の姓名権を商標法に適用する「在先的権利」の要素となる点、国民と外国人の姓名権保護が重視される点は、いずれも今後の参考になるものである。

#### 【事件②】「中国好声音」番組名称の紛争事件

##### 【事件概況】

2016年6月、北京市知的財産権法院は、唐徳公

##### 【HFG's Comments】

「中国好声音」は、中国において高い人気と知名

司の請求を認め、燦星会社に直ちに同社のオーディション番組で「中国好声音」、「the Voice of China」に係る番組名称、商標の使用を停止する保全処分を下した。燦星公司是保全異議申立を請求したが、2016年7月に却下された。その後、燦星会社が制作した「中国好声音」番組は「中国新歌声」に改名した。

度を有するオーディション番組です。同番組に係る知財紛争は中国において注目を浴びた。「中国好声音」を巡る紛争は複数（北京で2件、香港で1件）発生しており、複雑な事情を抱えたものです。テレビ番組の分野では、現在、国外の制作案を導入するケースが多く、番組名称の設計からコア内容の改変までのローカル化において、知財侵害行為の認定基準、契約解釈などの面で明確にしなければならない点が多々存在する背景で、本件の流れは今後の参考になる。

### 【事件③】握奇公司 USB key 特許紛争事件

#### 【事件概況】

2016年12月8日、北京知財裁判所は、一審で恒宝股份有限公司（以下は「被告」）の対北京握奇数据系统有限公司（以下は「原告」）の発明特許権侵害行為が成立し、被告が原告に経済損失賠償金4,900万元、合理的な弁護費用100万元を支払う判決を下した。本件は、北京知財裁判所の設立以来、賠償金額の最高記録になった。また、本件の判決書において時間単位で弁護費用を計算することが初提起されており、「代理の必要性・案件の難易度・弁護士の苦勞」という認定三要素審が確認された。

#### 【HFG's Comments】

当面、知財紛争事件における賠償額が、中国知財裁判制度にとって解決すべき難題の一つだと言われている。本件、裁判所は、原告が主張した被告による侵害品の販売量を合理的な利潤率にかけた計算方法（英米法系の「証拠開示」制度を参考にしたもの）を認め、4,900万元の損害賠償額を認定した。また、本件の判決で事件の代理困難度、弁護士の作業量など要素を考慮し、時間単位で弁護費用を計算する方法が認められており、合理的な弁護費用も賠償の認定範囲に適用される点は、過去を突破した点である。

### 【事件④】NEW BALANCE 商標権侵害事件

#### 【事件概況】

2013年、周樂倫氏（原告）は、New Balance

#### 【HFG's Comments】

本件の二審、原告側から「資産評価レポート」な

社（被告）による対「百倫」、「新百倫」登録商標（周氏による登録商標）の侵害行為に対して、広州市中级人民法院に提訴し、①被告が直ちに侵害行為を中止する、②9,800 万元の経済損失賠償、を要求した。一審で、原告の主張が認められた。9,800 万元の賠償に直面した被告は、控訴を行った。二審の結果、被告による侵害行為が成立したが、経済損失賠償額が 500 万元に引き下げた。

ど証拠を提出し、被告の侵害行為による収益を証明したものの、被告が所有する英語商標が高知名度、高品質を意味する事実が総合的に考慮された結果、経済損失賠償額が一審の 9,800 万元から 500 万元に引き下げられた。このような金額認定方法は、今後の判決に影響を与えるものになる。また、本件は、外国語商標を十分に注意したが、中国語商標に油断した多国籍企業にとっての警告にもなる。

#### 【事件⑤】江蘇衛星テレビ局の「非诚勿扰」商標侵害事件

##### 【事件概況】

金阿歡氏（原告）は、2009 年 2 月 16 日に区分 45 で「結婚相談所における異性の紹介」、「異性の紹介」の役務で「非诚勿扰」商標を登録した。2010 年 1 月 15 日、江蘇衛星テレビ局（被告）は婚活番組「非诚勿扰」を放送し始めた。2013 年 2 月、原告は商標侵害を理由にし被告及び被告と業務提携している婚活サイト「珍愛網」を起訴した。一審の結果、被告による侵害行為が成立しない判決となったが、二審の結果、被告が直ちに「非诚勿扰」の使用を停止する判決となった。そして、2016 年 12 月 30 日、広東省高級人民法院は、二審結果を取り消し、一審結果を維持する判決を下した。

##### 【HFG's Comments】

「非诚勿扰」は中国の人気婚活番組で高い知名度を持っており、公衆において本件に対する関心度も高い。本件の焦点は、被告による該当商標の使用は、原告が指定した役務に該当する可否かになる。本件の二審で、裁判所は番組の目的、内容、方式が全て婚活に係る観点から、①被告による侵害行為の成立、②被告が知名度上の優勢を利用し、公衆における商標所有権に関する逆混同を引き起こした、と判決を下した。二審の判決、及び最終審の結果は、テレビ番組分野において、今後に影響を与えるものになる。

#### 【事件⑥】「家家 JIAJIA 及囍」商標権紛争、北京知的財産権法院初の偽証処罰に

##### 【事件概況】

1999 年、北京家佳康飲料食品有限公司は区分 29 で商標「家家 JIAJIA 及囍」を登録した。該当商標

##### 【HFG's Comments】

本件は、北京知的財産法院において、初の偽証処罰となった。商標権の所属が当事者の利益に直接関

は2004年に、李某・白某（以下は「第三者」と略す）に譲渡された。そして、2014年4月、福建千川公司（以下は「原告」と略す）の請求により、該当商標が登録取消とされた。第三者はこの決定に不服し、決定取消審判を請求した結果、該当商標は「食用油」で維持した。原告はこの審判結果に不服し、行政訴訟を提訴した。裁判中、第三者は証拠偽造行為で、1万元の罰金処罰になった。

係しており、商標の行政訴訟事件において、当事者から偽証を提供する状況が存在している。特に商標3年間不使用取消に係る事件において、偽証問題が嚴重である。本件は、事件当事者、代理者にとって信義誠実原則を重視し、偽証行為の撲滅を強調する事例となる。

### 【事件⑦】対「IQIYI」広告遮断の不正競争事件

#### 【事件概況】

中国動画サイト大手「IQIYI」（中国語で「愛奇艺」、以下は「原告」と略す）は自払いで著作権許可料を負担しながら、ユーザーに無料な動画サービスを提供しており、広告収入で利益を確保している。一般ユーザーは、広告の放送後に無料な動画内容を視聴することになるが、聚網視公司（以下は「被告」と略す）がソフトウェアを開発し、原告の暗号化計算方を解読することで事無料動画前の広告を遮断し、無断に原告の動画リソースにリンクすることを実現した。この行為に対し、原告は被告を起訴した。一審の結果、被告が原告に経済損失賠償金30万元、合理的な費用6万元を支払う判決となった。そして終審も一審の結果を維持した。

#### 【HFG's Comments】

本件は、中国の裁判所において、動画サイト広告を遮断する行為が不正競争として認定された初の判例になる。被告が開発した「VST」ソフトウェアによる、①原告サイトの広告を遮断する、②無断に原告サイトの動画リソースにリンクする、行為は、2016年9月1日に公布された「インターネット広告管理暫定弁法」に適用される。本件は、動画サイト分野において、今後の裁判に影響を与えるものになる。

### 【事件⑧】Abbott（雅培）独占禁止事件（個人消費者起訴）

#### 【事件概況】

2013年2月、田氏（以下は「原告」と略す）は

#### 【HFG's Comments】

本件は、「独占禁止法」の施行以来、有数の個人

カルフルで Abbott 特殊調整粉ミルクを 1 個買った。2013 年 7 月、Abbott 社は主力シリーズ製品の価格を引き下げを公表した。2013 年 8 月、国家発展改革委員会は Abbott 社の行為が消費者権利と社会公益に侵害したものと認定し、処罰を下した。原告は、発展改革委員会の処罰決定を根拠にし、同処罰決定が Abbott 社とカルフルが不正な独占価格を設定し、消費者に強制的に高値の粉ミルクを購入させることを示しており、独占禁止に違反する理由で Abbott 社とカルフル社を起訴し、賠償を要求した。結果、原告の主張は認められなかった。

### 【事件⑨】 山東省作家協会主席の著作権侵害事件

#### 【事件概況】

書生公司（以下は「被告」と略す）は、山東作家協会第 6 期の委員会主席団主席である張炜氏（以下は「原告」と略す）の作品を無断にデジタル化し、「書生の家デジタル図書館」サイトに公開した。原告はこれに対し、著作権侵害の理由で被告を起訴した。一番の結果、裁判所は 30 元/1,000 文字の認定基準で被告が原告に賠償金 1 万元を支払う判決を下した。原告は一番判決に不服した。二審の結果、賠償金は一番の 10 倍である 300 元/1,000 文字の基準で認定された。この基準は、同じく被告による対中国作家協会の副主席・北京作家協会主席である劉冠軍氏の著作権侵害事件で応用された。

消費者による後継訴訟（即ち行政機関が独占行為を認定し、処罰を下した後、利益関係者が独占行為者に対し起訴すること）事件である。また、本件の原告は、該当製品をスーパー経由で購入した間接消費者である。間接消費者である個人消費者が企業に対し独占禁止を理由にして提訴し、民事訴訟資格が認められた点は、過去を突破した点である。本件、原告が負けたが、将来、個人が独占禁止事件で企業に勝つ可能性も浮上するものであろう。

#### 【HFG's Comments】

今まで、本件の様な事件は、過少な賠償額が認定されたのは普通である。なお、本件において、侵害行為に対する処罰を強化する観点から、原稿報酬の基準で賠償金額を認定した。この点は、今後の事例に影響を与えるものになる。



## 【事件⑩】管轄問題で代理弁護士を批判した裁定書

### 【事件概況】

2016年7月、(2016)京73民初182号と(2016)京73民終29号事件裁定書において、被告及びその代理弁護士に対して批判した表現が明記されている。「該当弁護士は代理人として訴訟に参加する状況で、全く関係のない法律に適用し管轄権異議を申立したのは、明らかに軽率かつ無責任な行動」、「2人の弁護士が代理人として……二審の過程で何度も本件を管轄権のない北京市第三中级人民法院に移行することを請求したような不可解な行為を取っている。当事者の訴訟コストを増やしたのみならず、貴重な司法資源を浪費した……」という明らかに弁護士を批判した内容は、法曹界で激しい議論を引き起こした。

### 【HFG's Comments】

本件、裁定書の表現は裁判官、弁護士の両側で激しい論議を誘発した。殆どの事件において、管轄権の所属に関して論議の空間が存在している。この背景、実務上、管轄権異議による時間稼ぎ戦法が珍しくない。特に被告の弁護士にとって、管轄権異議によって時間稼ぎするのは、委託人の利益を最大化するための正当な考慮だと言われている。法律を適用した管轄権異議申立に対しては、先入観を持って判断することではなく、客観的に対応すべき、非難までに至らないものであろう。

## 4. 旧正月の準備となる年越し用品販売に問題多発

中国人にとって、旧正月のために年越し用品を購入するのは重要なことである。良い旧正月を過ごすために、贅沢でも買うのは、一般消費者の考えである。一方、この機会を利用し不正品を販売する業者も存在している。2017年1月、北京市豊台区人民法院と北京市第二中级人民法院は、2件の年越し用品に関連する事件を処理した。

### ①全聚徳北京ダックの模造品事件

白氏（被告）は、豊台区長辛店鎮のある賃貸屋を利用し、安価で品質保証のない食材を購入し、「全聚徳」ブランドの北京ダックを模造し、計68万円の侵害品を販売した。被告が逮捕された現場で、計696個の「全聚徳」北京ダック模造品が発見されており、その他、「全聚徳」商標を印刷した包装材も多数発見された。取調べにおいて、被告は利益を追

求するために、年越し用品の人気物である「全聚徳」北京ダックの模造品



を製造・販売した事実を認めた。本事件を対処するスタッフによると、食品安全は中国の国家方針となり、このような食品模造品事件は徹底的に撲滅する。また、旧正月という大事な時期で、安値を追求せず、正規なルートを通じて品質保証措置が完備されているブランドのある食品を購入することを推奨するという。

#### 【HFG's Comments】

中国の司法実務において、食品品質問題と商標侵害問題に対して、消費者が要求できる賠償金額が異なります。期限切れなど食品品質問題に対して、消費者は「食品安全法」に適用して該当商品売値の10倍の賠償金請求を要求できます。模造品など商標権侵害問題に対して、消費者は「消費者権益保護法」に適用して3倍の賠償金を要求することができます。ですので、食品の模造品問題に直面した場合、適切な法律に適用し、消費者の権利を最大限で保護することも大事です。

#### ②期限切れビールの販売事件

楊氏（原告）はスーパーマーケットで期限切れビールを購入した。それに気付いた原告は、スーパーマーケットを起訴し、10倍賠償金を要求した。一審の結果、原告の10倍賠償金の要求は認められた。その後スーパーマーケットは不服し、北京市第二中级人民法院に控訴した結果、一審結果を維持する判決となった。



## PART II : 中国知財制度の最新動向

### 5. 中国商標局、「商標審査及び審理基準」を改正に

2017年1月4日、中国商標局は公式サイトで新たに改訂した「商標審査及び審理基準」(以下は「基準」と略す)を公布した。「基準」は、「商標法」第3次改訂の内容を適用し、実務上で商標審査・審理の規範かを図るものである。「基準」は、前バージョンに基づき大幅に改正されたもので、以下に一部の変更点を紹介する。

1. 音声商標の審査基準の明確化。例えば、音声商標を音楽性質、非音楽性質、音楽性質と非音楽性質を兼ねるものと区分した。
2. 出願者に法定期限内に出願商標に対する説明・補正を要求する審査意見書の適用範囲の明確化。
3. 商標代理機関に対する形式審査を追加する。例えば、商標代理機関による代理服务以外の商品もしくは役務の出願は、不受理とされる。すでに受理されたものは、審査中に拒絶すると明記した。

4. 「商標法」第五十条の適用基準の明確化。例えば、三年間不使用取消とされた商標の元出願者により、該当商標を新たに出願する場合は、1年間制限に適用しない。

5. 特定関係者による商標冒認出願の判断基準の明確化。

6. 利害関係者の認定基準の明確化。

7. 立体商標に対する審査基準の明確化。例えば、機能性を持つ立体形状の判断基準など。

また、「基準」は、「商標としてはいけないマークの審査」、「商標として使用してはいけない関連標示」などについて改訂した。特に、商標類似性審査に関する詳細内容を大規模な調整を行った。全体的から見ると、「基準」は改定点が多く、商標審査及び審理における方向を指導したものだと思われる。

#### 【HFG's Comments】

旧「商標審査及び審理基準」は、2005年12月に施行されたもので、すでに10年間以上そのままになっていました。中国経済発展を伴う巨大な商標出願量を背景にして、旧「基準」はすでに現状に相応しくなくなっており、特に最近2年間の審査実務において、すでに旧「基準」を適用せず、円滑に対応した事例が確認されています。今回公布される新「基準」は、「商標法」第3次改訂の内容を適用し、大幅な改正を行われたもので、今後の長い期間で、中国の商標審査・審理業務のガイドラインになるろう。

## 6. 中国商標局、商標証発行に関する新規定を公布 = 発行効率を向上に

2016年12月30日、中国商標局は、「商標登録証発行方式及び内容・レイアウトなどの改善事項に関する公告」を公布した。同「公告」によると、2017年1月1日より、中国における商標証の発行において、以下の改善が行われる。

1. 商標登録出願者は、直接もしくはオンラインで商標登録請求を届出ることが可能になる。該当請求が承認された場合、商標局は「商標登録証受領通知書」を発行せずに、直接に登録請求者宛に「商標登録証」を発行し郵送する。（なお、地方受理所に請求を届出した場合、受理所から「商標登録証」の発行を代行する）
2. 「商標登録証」のレイアウトは、両面印刷から片面印刷に変更する。
3. 「商標登録証」のラミネート処理は廃止する。

### 【HFG's Comments】

実務上、中国における商標登録は、登録が許可された時点から、商標登録証を受領した時点まで、約4ヶ月間掛かります。この点はあまりにも時間が長すぎると非難されいながら、昨年に商標登録証の用紙難というトラブルが発生しました背景で、今回「公告」の公布は、事態を挽回し「商標登録証」発行の効率向上を図るものです。「商標登録証受領通知書」発行の廃止は、手続きの簡素化となり、片面印刷への変更は、商標権者によるスキャン作業の利便化を図るもので、ラミネート処理の廃止は作成期間の短縮に繋がっています。

### 中国「商標登録証」サンプル



## 弊所概況

HFG は 2003 年以來、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する法律事務所として、世界各産業のクライアントに高基準、高品質のサービス提供しております。HFG はクライアントのニーズを十分理解したうえ、クライアントの最大商業利益を追求しています。現在、HFG は三つの組織で構成されており、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨询有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司になります。HFG は北京、上海の 2 本部体制でサービスを提供しております。

HFG は長年で実務経験を積上げており、深く多様な知識に多言語で対応していることを目指しています。中国の各省、直轄市、自治区等の司法、行政機関と効率のあるコミュニケーションを取っており、クライアントのために多方面、多角度から知的財産権業務を進んでおります。HFG は知的財産権に関する訴訟・非訴訟案件、ビジネス及びコーポレートのリーガルサービス、ライセンス取得、特許技術の収益化など専門分野を集約して、無形資産を重視するクライアントのためにワンストップソリューションを提供できます。HFG は IT・通信、機械・設備、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品・医薬品など様々な産業のクライアントにサービスを提供しております。

HFG が代理した案件は、数年連続で中国公安部の「十大典型的案例」及び「五大經典的案例」、中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会の「中国知的財産権案件ベスト 10」、複数の省の中級、高級人民法院の「年度典型訴訟案件」に入選されました。HFG は長年の努力により数年連続で数多くのグローバルクライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」を受賞しました。2010 年以來、HFG は「Legal 500」より数年連続上海地区で知的財産権業務「第一位」に入選しました。「知的財産権管理」からの推薦を得ました。チェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」からの評価を得ています。



本号について、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にてお問い合わせください。

Tel : +86 21 5213 5500

Fax : \*86 21 5213 0895

Mail : [hding@hfgip.com](mailto:hding@hfgip.com)、[lli@hfgip.com](mailto:lli@hfgip.com)、[Hfg\\_china@hfgip.com](mailto:Hfg_china@hfgip.com)

- ◆ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ ご利用に関して全て御自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ◆ 当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当所はその正確性を保証するものではありません。
- ◆ 当資料の内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承ください。
- ◆ 当資料は著作物であり、著作権により保護されております。全文又は一部を転載する場合は出所を明記してください。